

国 技 建 管 第 12 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局
技術調整管理官 殿
北海道開発局
技術管理企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の一部改定について

直轄土木工事における適正な工期設定指針については、令和 6 年 3 月 25 日付け国技建管第 18 号により通知しているところであるが、更なる適正な工期設定の取組を推進するため、別紙のとおり改定したので通知する。

附 則

本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

なお、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和 6 年 3 月 25 日付け国技建管第 18 号）は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札手続きを行う工事については、旧通知による。

直轄土木工事における適正な工期設定指針

令和 7 年 3 月

国土交通省 大臣官房 技術調査課

目次

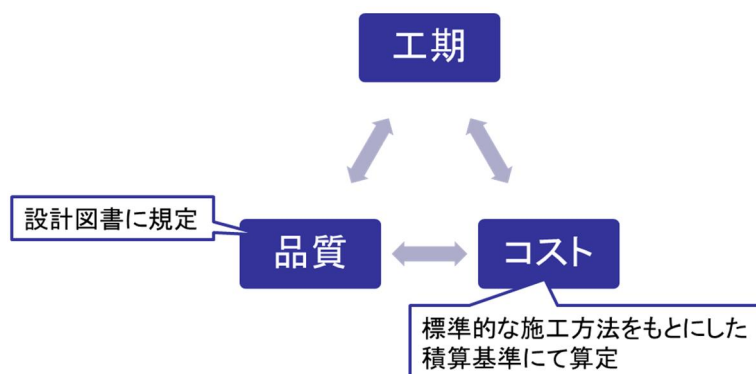
1. 目的	3
2. 対象工事	3
3. 用語の定義	4
4. 適正な工期設定	5
(1) 工事発注準備段階.....	5
1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定.....	5
2) 「工期設定支援システム」の活用.....	9
3) 工期設定の条件明示等.....	9
(2) 施工段階.....	12
1) 工事工程クリティカルパスの共有.....	12
2) 工期の変更.....	13
3) 工期変更に伴う間接工事費の変更.....	14
(3) 工事完成後.....	14
1) 実績工事工程の収集.....	14
5. 工種区分の直接工事費と実工期の相関分布	15

1. 目的

労働基準法の改正により、建設業については、令和 6 年 4 月 1 日から罰則付きの時間外労働規制が適用される。また、品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。

こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

本指針における「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法（コスト）によって施工する際に必要となる工期のことを指す。

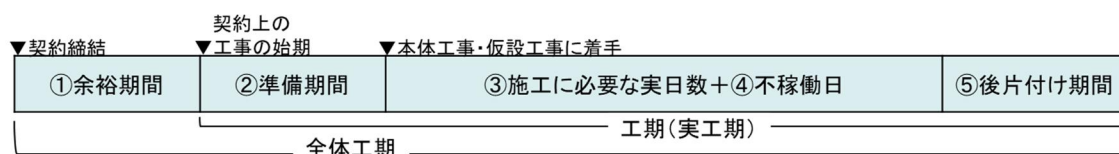


2. 対象工事

本指針は、国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象にする。
ただし、通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く。

3. 用語の定義

- 工期（または実工期）：契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 施工に必要な実日数：種別・細別毎の日当り施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。
- 不稼働日：行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日及び夏季休暇（以下「休日」という）、降雨日、降雪期等の作業不能日（以下「天候等による作業不能日」という）や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数（以下「その他の作業不能日」という）をいう。なお、ここで「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日」は、あくまで工期を算出するために設定しているものであるため、各工事の施工計画等における休日は、受注者の法定休日や所定休日を基に定めることになる。
- 準備期間：契約上の工事の始期から本体工事（工事目的物を施工するための工事）または仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）の着手までの期間をいう。本体工事の着手後間もなく、重建設機械の組立及び輸送が必要となる場合は、組立及び輸送に要する期間を準備期間の中で考慮する。
- 後片付け期間：工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。本体工事に重建設機械の分解・片付けに要する期間が入っていない場合は、後片付け期間の中で考慮する。また、必要に応じて、検査に要する各種電子データの作成に要する事務作業期間を反映する。
- 雨休率：休日と天候等による作業不能日の年間の発生率をいう。
- 余裕期間：契約の締結から工事の始期までの期間をいう。余裕期間内は、受注者は工事に着手してはならない一方で、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが出来る。
- 全体工期：余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。



4. 適正な工期設定

(1) 工事発注準備段階

1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定

全体工期に含むべき日数・期間として、以下の日数・期間を適切に設定する。工期設定（パーティ数の決定を含む）は、支出負担行為担当官もしくは分任支出負担行為担当官が決定するものとする。

① 余裕期間

余裕期間は、契約ごとに、6ヶ月を超えない範囲内で期間を設定することができる。余裕期間制度については、次の方式があり、いずれかの方式を原則活用する。なお、iiiフレックス方式において、受注者が極端に短い実工期（発注者が想定する実工期よりも10%以上短い実工期）を設定しようとする際には、その理由を確認するものとする。

i 発注者指定方式

発注者が工事の始期を指定する方法

ii 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法

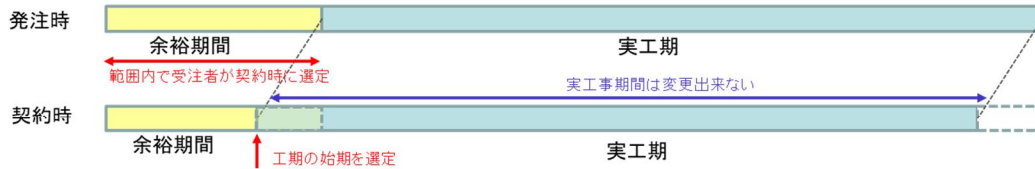
iii フレックス方式

発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と実工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法

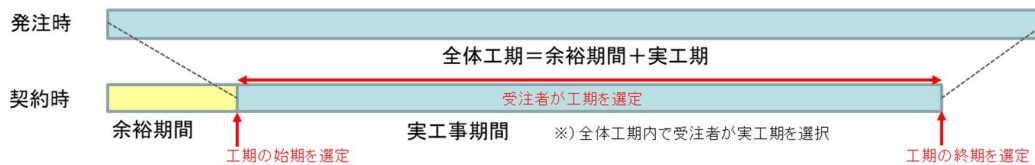
①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



② 準備期間

準備期間は、主たる工種区分ごとに下表に示す期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況、重建設機械の組立及び輸送等に応じて設定するものとする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40 日	共同溝等工事	80 日
河川・道路構造物工事	40 日	トンネル工事	80 日
海岸工事	40 日	砂防・地すべり等工事	30 日
道路改良工事	40 日	道路維持工事※1	50 日
鋼橋架設工事	90 日	河川維持工事※1	30 日
PC 橋工事	70 日	電線共同溝工事	90 日
橋梁保全工事	60 日	ダム工事※2	90 日
舗装工事（新設）	50 日	その他	30 日
舗装工事（修繕）	60 日		

※1 通年維持工事は除く

※2 ダム本体工事を含む工事に限る

③ 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。

その際、パーティ数は基本1パーティで設定することとし、施工箇所が点在する工事においても、箇所ごとの施工体制ではなく、1パーティによる施工を前提とした工期設定とする。

ただし、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮のうえ、パーティ数を変更して良いものとする。

なお、工事を行う地域により作業の制限・制約を受ける場合には、その条件を考慮した作業日当り作業量から当該工事の数量を施工するために必要な日数を算出するものとする。

＜作業制限・制約の例＞

- ・鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
 - ・車両の山積制限や搬出入時間の制限
 - ・道路の荷重制限
 - ・スクールゾーンにおける搬入出時間の制限
 - ・搬入路・搬入口・搬入時間の制限によって、工程・工期の見直しが必要となる場合に要する時間
 - ・周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限
- （例）オフィス街での作業抑制、住宅地域での夜間作業制約、工事敷地におけるタワークレーンの稼働範囲及び稼働時間の制限
- ・荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台等）

④ 不稼働日数

不稼働日数は、「休日」、「天候等による作業不能日」、「その他の作業不能日」の合計の日数を設定するものとする。

i 休日 及び ii 天候等による作業不能日

「休日」及び「天候等による作業不能日」は、工事ごとに個別に積み上げるのではなく、地域ごとの雨休率をもとに設定して良いものとする。なお、雨休率を設定する場合は、施工場所の特性を十分考慮できるように県単位や事務所単位などで適切に設定するものとする。

＜雨休率の設定方法＞

「休日」は全国共通で、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（年末年始休暇（6日）を含む）及び夏季休暇（3日）とするものとする。これは、労働基準法の時間外労働規制の適用を踏まえ、月単位での4週8休を確保することを前提として設定するものである。なお、ここで「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日」は、

あくまで工期を算出するために設定しているものであるため、各工事の施工計画等における休日は、受注者の法定休日や所定休日を基に定めることになる。

ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事等については、必要な経費を計上したうえで、現場閉所を行わなくても技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保することなどにより、時間外労働規制を守れるよう留意する。

「天候等による作業不能日」は、①1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日、②8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去5か年の気象庁及び環境省のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良い。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。ただし、雨休率を設定する際は、「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しないよう注意する。

例：令和3年度の東京における気象データから算出した雨休率：0.77

iii その他の作業不能日

「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。

ア) 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件があるが、その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

イ) 地域の実情の考慮

工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工できない期間や規制による作業量の低下等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

＜地域の実情に応じた作業制限の例＞

- ・河川の出水期における作業制限
- ・寒冷・多雪地域における冬期休止期間

- ・地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- ・駅伝やお祭り等、交通規制が行われる時期
- ・農業用水等の落水時期
- ・海、河川魚類等の産卵時期・期間
- ・猛禽類や絶滅危惧種など生息動植物への配慮
- ・夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

ウ) その他

上記ア)、イ) 以外の事情がある場合は、適切に見込むものとする。

⑤ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分ごとに大きな差が見受けられないことから、20 日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況、重建設機械の分解・片付け等に応じて設定するものとする。また、必要に応じて、検査に要する各種電子データの作成に要する期間を反映する。

2) 「工期設定支援システム」の活用

原則として「工期設定支援システム¹」を活用して工期を設定するとともに、設定した工期の妥当性を確認するものとする。過去の同種・類似工事の工期と比べて、10%以上乖離している場合は、特に注意し、必要に応じて工期を見直す。ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意するものとする。

なお、工期設定支援システムが活用できない場合には、別紙「工種区分の直轄工事費と実工期の相関分布」を参考にして工期の妥当性を確認して良いものとする。

3) 工期設定の条件明示等

4. (1) 1)の各項目をもとに工期設定に係る条件を設計図書に明示するものとする。

¹ http://www.mlitt.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

本システムにおいては、本指針に示す「全体工期に含むべき日数・期間」が考慮されているほか、過去の同種・類似工事の工期との比較機能により、工期の妥当性を確認することができるため、適正な工期設定を図ることができる。

【特記仕様書の記載例】

第〇条 工期

＜余裕期間制度（発注者指定方式）に関する記載例＞

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、現地作業を含む調査や測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日まで）

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

＜余裕期間制度（任意着手方式）に関する記載例＞

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から〇〇日間

（ただし令和〇年〇月〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から〇〇日間で工事を完了させること。

<余裕期間制度（フレックス方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日（工事完了期限）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする

<共通の記載例>

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	〇日間
後片付け期間	〇日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	〇．〇
その他の作業不能日（〇〇のため）（Rx. x. x～Rx. x. x）	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：〇日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

〔 過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出 〕

※フレックス方式の場合は、発注者側が見込んでいる「余裕期間〇日間」の記載を追加すること。

※他の公共発注者と連携し特定の日に一斉閉所の取組を行う場合や、現場閉所を行わず技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する場合などは、その前提条件を記載すること。

※このほかに特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。（例：当該箇所はRx. x. xに供用を予定している箇所である。）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

また、条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する²。災害その他、避けることができない事由により労働基準法 33 条の規定に基づき労働時間の延長を前提とする工事等については、前提条件を明示したうえで、可能な範囲で概略工程表等の公表に努める。なお、工期設定におけるパーティ数については、概略工程表の参考資料に明示するものとするが、その他の設計図書や参考資料に明示している場合はこの限りではない。

(2) 施工段階

1) 工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

² 概略工程表のほか、工期に関する条件明示に資する資料についても公表を検討する（条件チェックシート等）。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

＜工事工程クリティカルパスの共有方法＞

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

また、工期全体にわたって工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとし、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

2) 工期の変更

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を検討するものとする。なお、個別の工事における、工期変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。また、工期が翌年度に渡ることとなったときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

【特記仕様書の記載例】

第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

3) 工期変更に伴う間接工事費の変更

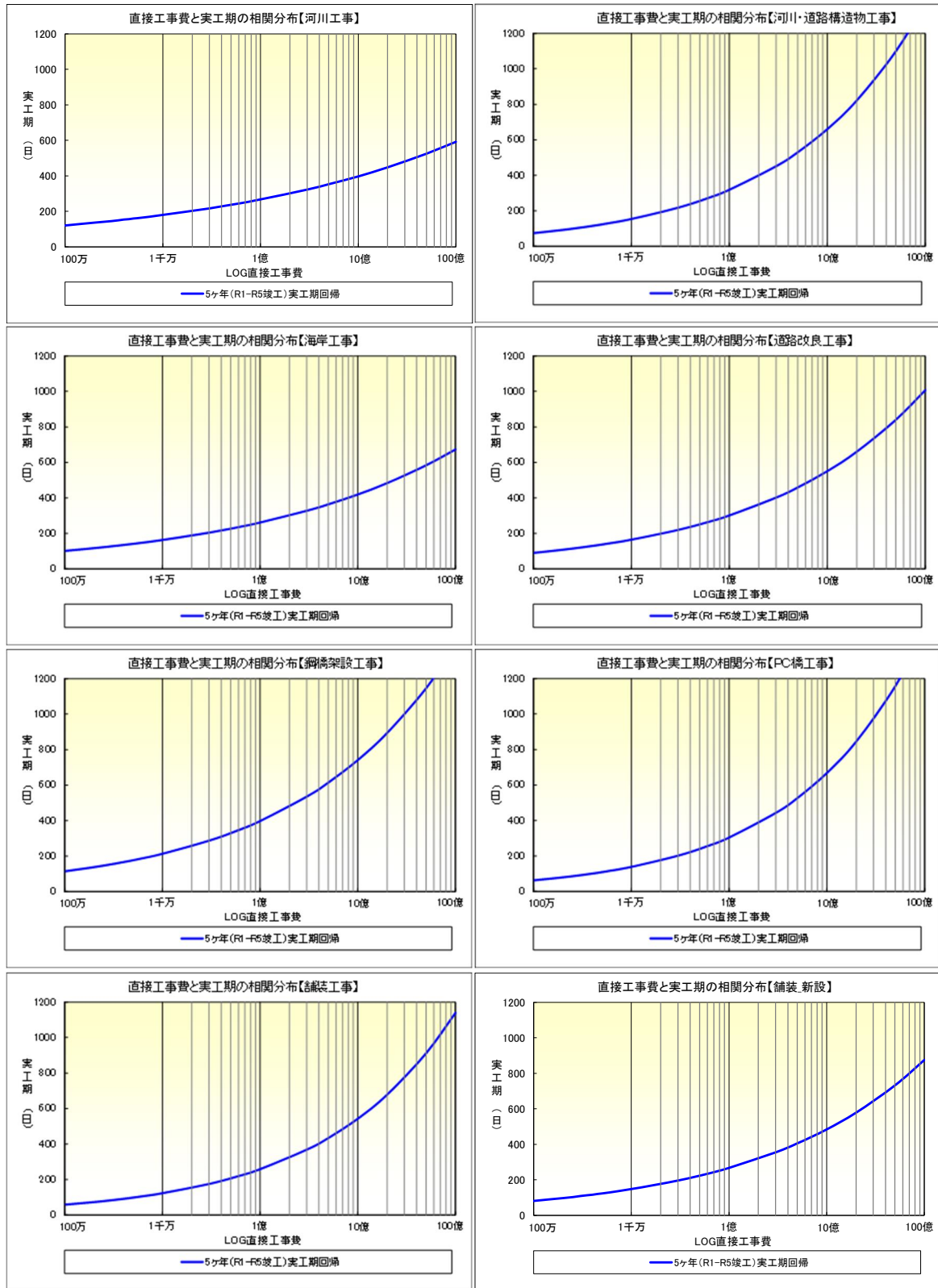
受注者の責によらない理由による工期延期を協議する際には、あわせて、請負契約額の変更について協議を行う。請負契約額の変更については「工事における工期の延期等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年2月13日付け、国官技第346号）に基づき、適切に積算を行う。なお、個別の工事における、請負契約額の変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。

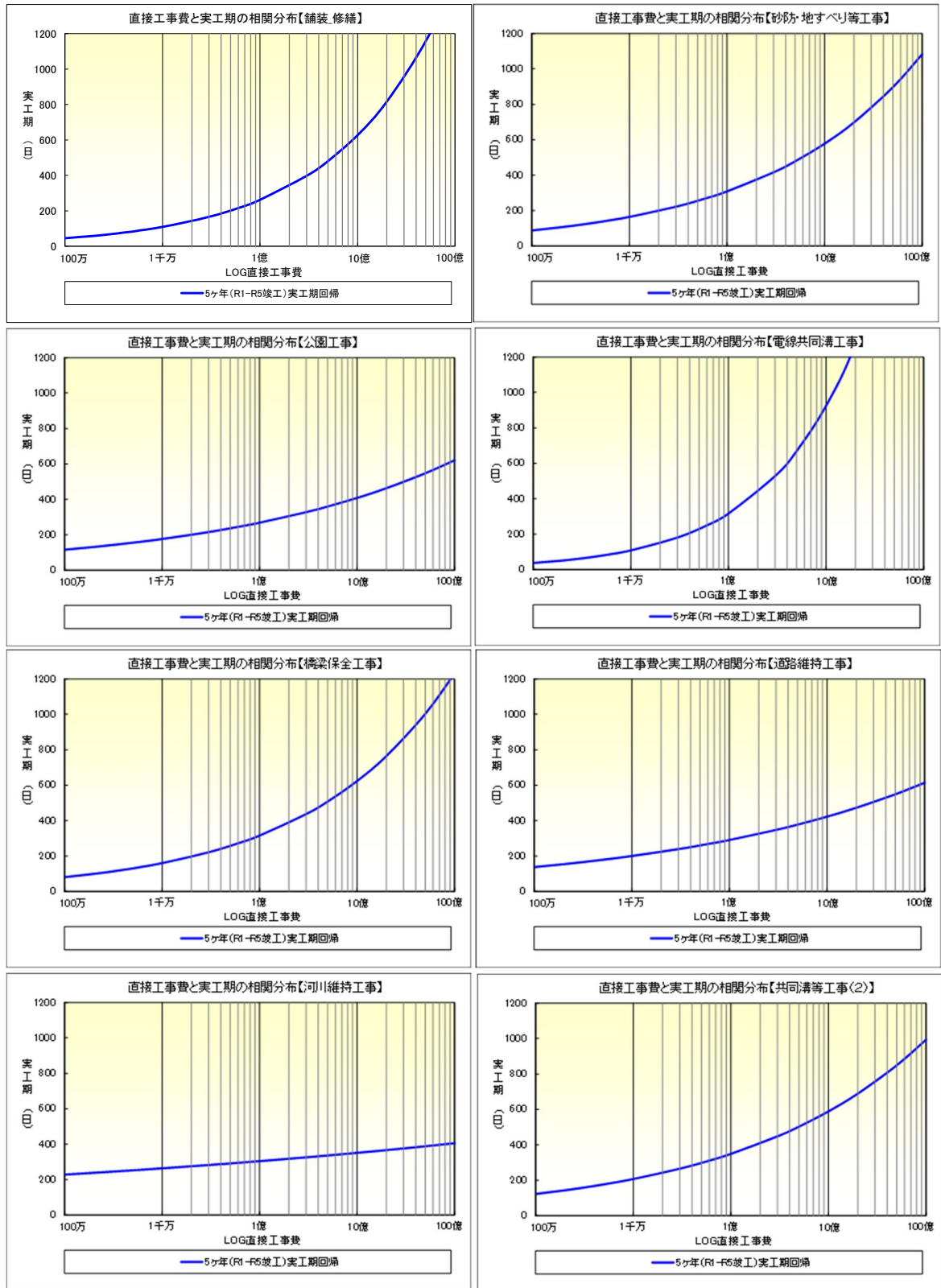
(3) 工事完成後

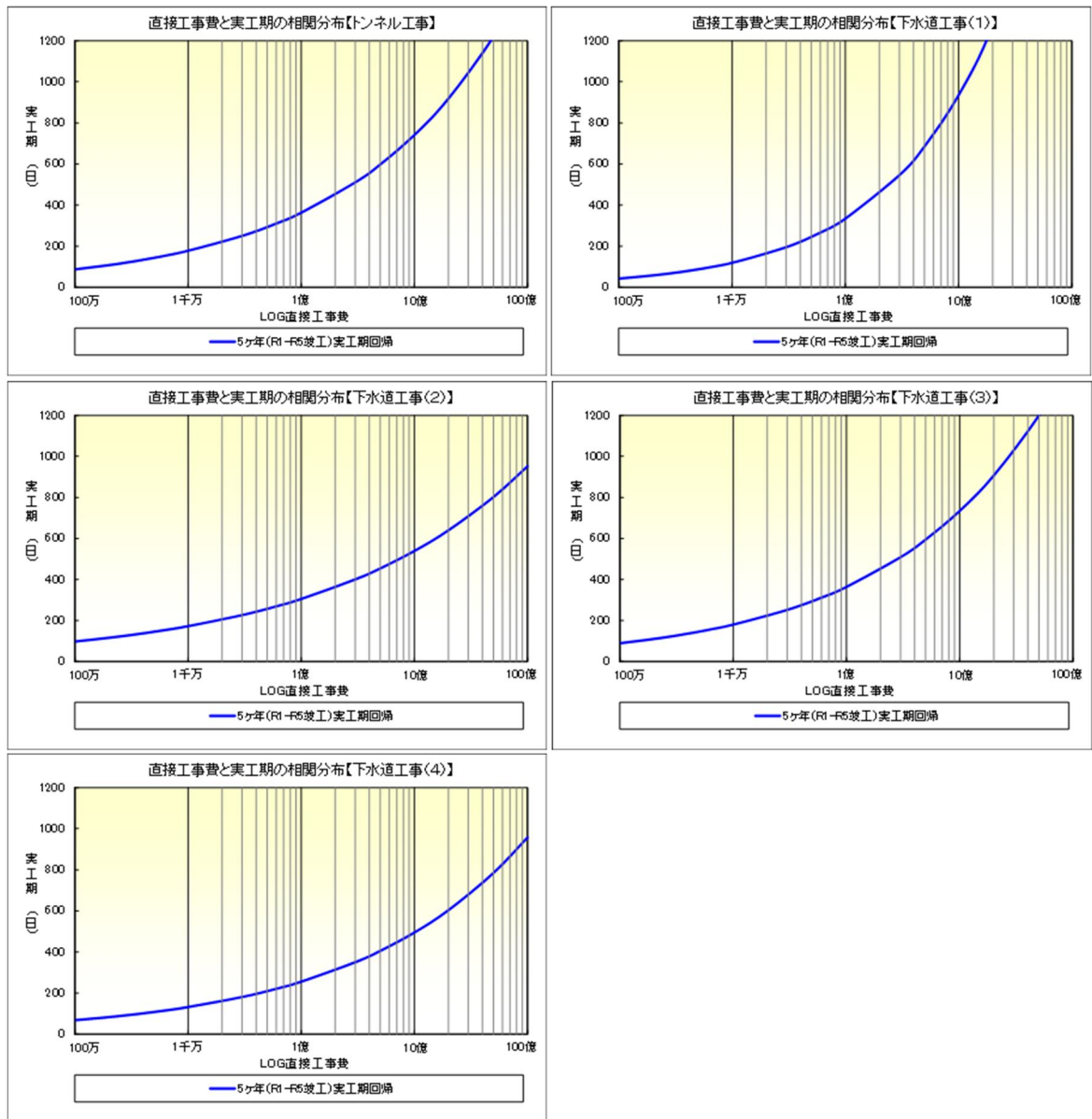
1) 実績工事工程の収集

受注者が工期設定支援システムを用いて工事工程を作成した場合、成果物として納品を受けた工事工程については、国土技術政策総合研究所へ送付する。

5. 工種区分の直接工事費と実工期の相関分布







工種	A	b
河川工事	11.02	0.1730
河川・道路構造物工事	0.94	0.3163
海岸工事	6.00	0.2050
道路改良工事	2.41	0.2621
鋼橋架設工事	2.72	0.2706
P C 橋工事	0.57	0.3410
舗装工事	0.69	0.3218
舗装工事（新設）	2.34	0.2573
舗装工事（修繕）	0.24	0.3797
砂防・地すべり等工事	2.04	0.2725
公園工事	9.42	0.1819

工種	A	b
電線共同溝工事	0.06	0.4653
橋梁保全工事	1.38	0.2950
道路維持工事	14.63	0.1623
河川維持工事	97.01	0.0621
共同溝等工事（２）	5.31	0.2272
トンネル工事	1.22	0.3093
下水道工事（１）	0.09	0.4463
下水道工事（２）	3.24	0.2468
下水道工事（３）	1.33	0.3047
下水道工事（４）	1.30	0.2867

【標準工期試算式（参考値）】

$$T = A \times P^b$$

T ： 工期

P ： 直接工事費

A、b ： 係数（上表による）